

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第7回）会議録

- 1 開催日時
平成27年3月2日（月）
開会 午前10時
閉会 午前10時33分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
第30号議案 選挙人名簿の登録について
第31号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
（県議選関係）
第32号議案 選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について
第33号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
第34号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
第35号議案 選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
（市議選関係）
第36号議案 選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について
第37号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
第38号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定

めるために行うくじの場所及び日時の決定について
第 39 号議案 選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第 7 回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、定時登録の議案 2 件及び 4 月の統一地方選挙関係の議案 8 件、計 10 件でございます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の 2 「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、既に配布されていますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の 3 「議題」に入らせていただきます。</p> <p>3 月の定時登録に関する第 30 号議案、第 31 号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは第30号議案、第31号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第30号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成27年3月2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、1月14日に行いました選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として年齢満20年以上の日本国民であること、また、住所要件として住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。</p> <p>このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成7年2月3日から平成7年3月2日までの出生者、住所要件としましては、平成26年10月15日から平成26年12月1日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第31号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、1月14日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p>
-----	--

	<p>このため、今回抹消されるかたは、平成27年2月1日から平成27年3月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成26年10月1日から平成26年11月1日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布いたしました定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項の規定により、明日、3月3日から3月7日までの期間、縦覧に供することになります。</p> <p>第30号議案及び第31号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので確認をお願いします。</p>
	<p><名簿確認></p>
委員長	<p>では、第30号議案及び第31号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第30号議案及び第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第30号議案及び第31号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第32号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第32号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第23条の規定により、市の選挙管理委員会は指定した場所において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供しなければならないとされておりますので、愛知県議会議員一般選挙の選挙時登録における選挙人名簿の縦覧場所を尾張旭市役所に定めようとするものでございます。</p> <p>第32号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第32号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>（なし）</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p>

	<p>第 3 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 3 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 3 3 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 3 3 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第 1 7 条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、愛知県議会議員の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前 6 0 日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。この登録の移替えを平成 2 7 年 3 月 2 8 日から 4 月 1 2 日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第 3 3 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 3 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 3 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 3 3 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 3 4 号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時 の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 3 4 号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 7 5 条第 3 項の規定により、投票所内の氏名等掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がかくじで定める順序によるとされています。このため、愛知県議会議員一般選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日である平成 2 7 年 4 月 3 日の午後 5 時 3 0 分と定めようとするものでございます。</p> <p>第 3 4 号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第34号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第34号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第34号議案は可決されました。 続きまして、第35号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。
事務局	では、第35号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第76条の規定により準用する第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とすることになっております。このため、愛知県議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張

	<p>旭市役所、日時を平成27年4月9日の午後6時に定めようとするものでございます。なお、選挙立会人の届出は4月9日の午後5時までとなっております。</p> <p>第35号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第35号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第35号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第35号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、市議会議員選挙関係の議案に移ります。</p> <p>第36号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第36号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、ご説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法第23条の規定により、市の選挙管理委員会は指定した場所において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供しなければならないとされておりますので、尾張旭市議会議員一般選挙の選挙時登録における選挙人名簿の縦覧場所を尾張旭市役所に定めようとするものでございます。</p> <p>第36号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第36号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第36号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第36号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第37号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第37号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替</p>

	<p>えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、尾張旭市議会議員の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。この登録の移替えを平成27年4月16日から4月26日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第37号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第37号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第37号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第37号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第38号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時</p>

	の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第38号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名等掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、尾張旭市議会議員一般選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日である平成27年4月19日の午後5時30分と定めようとするものでございます。</p> <p>第38号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第38号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第38号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）

<p>委員長</p>	<p>第38号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第39号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、第39号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第76条の規定により準用する第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とすることになっております。このため、尾張旭市議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成27年4月23日の午後6時に定めようとするものでございます。なお、選挙立会人の届出は4月23日の午後5時までとなっております。</p> <p>第39号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第39号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第39号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第39号議案は可決されました。 本日の議題は、これで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 直接請求に関する審査録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求代表者からの問い合わせは今のところなし。 ・ 異議申出がなければ、平成27年3月5日に効力が確定し、請求代表者に署名簿を返付。 ・ 異議申出は現時点で出ていない。 ・ 3月5日以降に、審査録が有効なものとなる。 <p>○ 次回日程確認 日程調整→平成27年3月19日（木）午前10時から</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>